

第39回山梨県環境保全審議会（平成26年3月24日開催）

審議事項(1)資料

山梨県自然環境保全基本方針
の変更について

みどり自然課

山梨県自然環境保全条例の改正について

背景等

- 平成25年6月、第37回世界遺産委員会において「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」が世界遺産リストに登録された。その際、同委員会から、山麓から山頂までの富士山全体の神聖さ・美しさが十分保全されていないこと等の指摘があり、平成28年1月までに保全状況報告書を提出するよう求められた。
- 山麓から山頂までの富士山全体の神聖さ・美しさを保全するには、標高の高い眺望地点から富士山等を眺めた場合の良好な眺望景観を保持するための自然環境を保全することが必要となるが、現行の制度は、かかる要請に十分に応えうるものとなっていない。

現状と課題

- 大規模太陽光発電設備について、富士吉田市で1件稼働中、富士河口湖町等で数件が計画中であり、特に大規模なものとして鳴沢村で開発面積100ha弱の計画がある。
主要な眺望地点からの景観次第では、世界遺産の価値が著しく損なわれる可能性がある。
一方、「エネルギーの地産地消」も県の施策としては重要なことから、「世界遺産の価値の保全」との両立、均衡を図る必要があり、市町村からも同様の趣旨の要望書が提出されている。

大規模太陽光発電設備の設置をコントロールできる仕組みが必要



改正内容

自然環境保全地区

自然環境保全地区(注1)に新たな地区区分として世界遺産景観保全地区(注2)を追加し、同地区に指定された区域において、パネルの総面積が10,000㎡を超える太陽光発電設備(注3)の新築等をしようとする者について、次の措置を講ずる。

- 知事への届出を義務付ける(罰則あり)。
- 行為の禁止等の処分の対象とする(罰則あり)。
- 自然環境保全協定の締結に向けた協議に応じるよう求めること。

(注1)自然環境保全地区

自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区

(注2)世界遺産景観保全地区

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全することが必要な地区であって知事が指定したもの

(注3)パネルの総面積が10,000㎡を超える太陽光発電設備 ⇨ 規則委任

勧告・公表制度

自然環境の保全に係る知事の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、知事は、その旨及びその勧告の内容を公表できることとする(現行の条例には、公表制度なし)。

山梨県環境保全審議会の担当事務

知事は、次の場合は、山梨県環境保全審議会の意見を聴くことができることとする。

- 行為の禁止等の処分をしようとする場合
- 自然環境保全協定を締結しようとする場合
- 自然環境保全地区で事業を行う者等に対し、勧告等をしようとする場合

山梨県自然環境保全基本方針の変更について

1 自然環境保全基本方針とは

山梨県自然環境保全条例第1条の目的を達成するために必要な施策に関する基本方針

2 変更理由

山梨県自然環境保全条例の改正により、自然環境保全地区に新たな地区区分として「世界遺産景観保全地区」が追加されたことに伴い、同地区を指定するための選定基準を定めることが必要なため。

3 変更内容

(1) 世界遺産景観保全地区の選定基準の追加

第三章 基本的施策の第三節 自然環境保全地区等の指定の推進の二 自然環境保全地区等の選定基準の3 歴史景観保全地区の次に次のように加える。

4 世界遺産景観保全地区

文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、関係法令に基づく自然環境の保全に関する制度の状況に鑑みて、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全する必要がある地域を選定するものとする。

(2) その他

字句修正、最新データへの更新、法令・計画等との整合等

山梨県自然環境保全条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、山梨県の豊かな自然環境を保存し、これを適正に活用するとともに、県土の緑化を推進することにより、生物の多様性の確保その他の良好な自然環境の保全を図り、もつて県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（自然環境保全基本方針の策定）

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な施策に関する基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 自然環境保全基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自然環境の保全に関する基本構想
- 二 自然環境保全地区又は自然記念物（以下「自然環境保全地区等」という。）の指定その他自然環境保全地区等に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に必要な施策に関すること。
- 三 県土の利用計画、開発計画等の策定及び実施にあつて配慮すべき自然環境の保全のために必要な措置に関すること。
- 四 公共事業の実施にあつて配慮すべき自然環境の保全のために必要な措置に関すること。
- 五 自然環境の保全に関する施設の整備に関すること。
- 六 緑地の造成、沿道の修景その他良好な自然環境の造成に必要な措置に関すること。
- 七 自然環境の保全のための知識の普及及び思想の高揚に関すること。
- 八 県民の行う自然環境の保全のための自主的活動の助長に関すること。
- 九 自然環境の保全のための科学的な調査及び研究の推進に関すること。

審議資料(1)(2) - 共通2

山梨県自然環境保全条例

昭和四十六年十月十一日

山梨県条例第三十八号

山梨県自然環境保全条例をここに公布する。

山梨県自然環境保全条例

目次

- 第一章 総則(第一条 第五条)
- 第二章 自然環境保全基本方針の策定等(第六条 第九条)
- 第三章 自然環境保全地区等の指定及び行為の規制等(第十条 第二十二条)
- 第四章 自然環境保全協定(第二十三条・第二十四条)
- 第五章 自然監視員(第二十五条・第二十六条)
- 第六章 削除
- 第七章 雑則(第三十二条 第三十五条)
- 第八章 罰則(第三十六条・第三十七条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、山梨県の豊かな自然環境を保存し、これを適正に活用するとともに、県土の緑化を推進することにより、生物の多様性の確保その他の良好な自然環境の保全を図り、もつて県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(平二三条例一四・一部改正)

(県の責務)

第二条 県は、自然環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第三条 市町村は、県の施策に協力するとともに、地域の特性に応じた自然環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(県民の責務)

第四条 県民は、県及び市町村の自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、すすんで自然環境の保全に努めなければならない。

(定義)

第五条 この条例において「自然環境保全地区」とは、自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区及び自然造成地区をいう。

2 この条例において「自然保存地区」とは、その地域における自然環境が自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる地域のうち、貴重な自然状態を保ち、又は学術上重要な意義を有するため、現にあるがままの自然状態を将来にわたって保存(保護を含む。以下同じ。)することが必要な地区であつて、自然環境保全法第四十五条第一項の規定による都道府県自然環境保全地域に該当するものとして知事が指定したものをいう。

3 この条例において「景観保存地区」とは、優れた自然景観を有する地域のうち、その自然景観を保存することが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

4 この条例において「歴史景観保全地区」とは、歴史的又は郷土的に特色のある地域(次項に規定する場所及びその周辺の区域を除く。)のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

5 この条例において「世界遺産景観保全地区」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載されている同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全することが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

6 この条例において「自然活用地区」とは、自然環境が良好な地域のうち、その地域の特性に応じて自然環境の保存と活用の調和を図ることが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

7 この条例において「自然造成地区」とは、緑地の造成、沿道の修景その他自然環境の積極的な造成、改善を図ることが必要な地区であつて知事が指定したものをいう。

8 この条例において「自然記念物」とは、動物(生息地を含む。)、植物(生育地を含む。)、地質鉱物(所在地を含む。)等で住民に親しまれているもの、ゆい緒のあるもの又は学術的価値のあるもののうち、将来にわたって保存する必要があるものであつて知事が指定したものをいう。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

第二章 自然環境保全基本方針の策定等

(昭四九条例四・改称)

(自然環境保全基本方針の策定)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な施策に関する基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 自然環境保全基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 自然環境の保全に関する基本構想
 - 二 自然環境保全地区又は自然記念物(以下「自然環境保全地区等」という。)の指定その他自然環境保全地区等に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に必要な施策に関すること。
 - 三 県土の利用計画、開発計画等の策定及び実施にあたって配慮すべき自然環境の保全のために必要な措置に関すること。
 - 四 公共事業の実施にあたって配慮すべき自然環境の保全のために必要な措置に関すること。
 - 五 自然環境の保全に関する施設の整備に関すること。
 - 六 緑地の造成、沿道の修景その他良好な自然環境の造成に必要な措置に関すること。
 - 七 自然環境の保全のための知識の普及及び思想の高揚に関すること。
 - 八 県民の行う自然環境の保全のための自主的活動の助長に関すること。
 - 九 自然環境の保全のための科学的な調査及び研究の推進に関すること。
- (昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(自然環境の基準の策定)

第七条 知事は、この条例の目的を達成するため、維持されることが望ましい自然環境の基準を策定することができる。

(策定の手続)

- 第八条 知事は、自然環境保全基本方針及び前条の基準を策定しようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴かななければならない。
- 2 知事は、自然環境保全基本方針及び前条の基準を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前二項の規定は、自然環境保全基本方針及び前条の基準の変更について準用する。
- (昭四九条例四・平一二条例三五・平二三条例一四・一部改正)

(財政上の措置)

第九条 県は、自然環境保全基本方針に基づく施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(昭四九条例四・一部改正)

第三章 自然環境保全地区等の指定及び行為の規制等

(自然環境保全地区等の指定)

第十条 自然環境保全地区等は、知事が指定する。

- 2 知事は、前項の規定により自然環境保全地区等を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係行政機関の長並びに山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、自然環境保全地区等を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、当該自然環境保全地区等に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地区等の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、自然環境保全地区等を指定したときは、規則で定めるところによりその概要を告示しなければならない。
- 7 自然環境保全地区等の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

(昭四九条例四・全改、平一二条例三五・平二三条例一四・一部改正)

(区域の変更等)

- 第十一条 知事は、指定した自然環境保全地区等について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は指定を解除することができる。
- 2 前条第二項、第六項及び第七項の規定は自然環境保全地区等の区域の変更又は指定の解除について、同条第三項から第五項までの規定は自然環境保全地区等の拡張について、それぞれ準用する。

(昭四九条例四・一部改正)

(標識の設置)

- 第十二条 知事は、自然環境保全地区等(世界遺産景観保全地区を除く。以下この項及び次項において同じ。)を指定したときは、当該自然環境保全地区等にこれを表示する標識を設置するものとする。
- 2 自然環境保全地区等の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の標識を汚損し、若しくは損壊し、又は知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。
 - 4 知事は、世界遺産景観保全地区を指定したときは、当該世界遺産景観保全地区の境界を明示した地形図をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(保全計画の決定)

第十二条の二 知事は、自然保存地区における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画(以下「保全計画」という。)を決定しなければならない。

2 保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該自然保存地区における自然環境の保全に関する基本的事項に関すること。

二 当該自然保存地区における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関すること。

三 当該自然保存地区における自然環境の保全のための規制に関すること。

四 当該自然保存地区における自然環境の保全のための事業に関すること。

3 第十条第二項及び第六項の規定は保全計画の決定、廃止及び変更について、同条第三項から第五項までの規定は保全計画の決定及び変更(前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(昭四九条例四・追加、平二三条例一四・一部改正)

(保全事業の執行)

第十二条の三 県は、保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該自然保存地区における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するもの(以下「保全事業」という。)を執行するものとする。

(昭四九条例四・追加、平一二条例四四・一部改正)

(特別地区)

第十三条 知事は、保全計画に基づいて、当該自然保存地区の区域内に特別地区を指定することができる。

2 第十条第六項及び第七項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該行為が規制されることとなつた時において既に着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又は保全事業の執行として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 鉱物の掘採又は土石の採取

五 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

六 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域に

おける自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

七 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

- 4 前項の規定による許可には、当該自然保存地区内の自然環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。
- 5 知事は、第三項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 6 第三項の規定にかかわらず、国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が、同項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に協議しなければならない。
- 7 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 8 前項に規定する者が、同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第三項の許可を受けたものとみなす。
- 9 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。
- 10 前二項の規定にかかわらず、国等が行うこれらの規定による届出を要する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、これらの規定による届出の例により知事に通知しなければならない。
- 11 第三項及び第九項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。
- 12 第三項の規定による許可を受けた者(第八項の規定により第三項の規定による許可を受けたものとみなされる者を含む。)は、規則で定めるところにより、当該許可を受けた旨を記載した標識を表示しなければならない。

(昭四九条例四・全改、平一二条例四四・平一七条例一〇六・平二三条例一四・一部改正)

(野生動植物保護地区)

第十四条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、当該自然保存地区に係る保全計画に基づいてその区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第十条第六項及び第七項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 野生動植物保護地区内において当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、又は採取しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は保全事業の執行として行う行為については、この限りでない。

4 前条第四項の規定は前項の許可について、同条第六項の規定は前項の許可を要する行為について、それぞれ準用する。

5 第三項の規定は、前条第三項の許可を受けた行為(前項において準用する前条第六項の規定による協議に係る行為を含む。)を行うためにする行為又は法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・全改、平二三条例一四・一部改正)

(普通地区)

第十四条の二 自然保存地区の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、当該自然保存地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手している行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は保全事業の執行として行う行為については、この限りでない。

一 規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、規則で定める基準を超えることとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

三 鉱物の掘採又は土石の採取

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 知事は、当該自然保存地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、国等が同項各号に規定する行為をしようとするときは、同項の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、同項の規定による届出の例により、あらかじめ知事に通知しなければならない。

5 第一項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常の管理行為、軽易

な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・追加、平二三条例一四・一部改正)

(景観保存地区内における行為又は自然記念物に係る行為の届出)

第十五条 景観保存地区内において第十三条第三項第一号から第四号までに掲げる行為をしようとする者又は自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、当該景観保存地区若しくは自然記念物が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の行為について準用する。

3 第一項の規定及び前項において準用する前条第四項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区又は自然造成地区内における行為の届出)

第十六条 歴史景観保全地区、自然活用地区又は自然造成地区内において第十三条第三項第一号から第四号までに掲げる行為であつて規則で定める基準を超える行為をしようとする者又は世界遺産景観保全地区において同項第一号に掲げる行為であつて規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、当該歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区若しくは自然造成地区が指定され、若しくはこれらの区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第十四条の二第二項から第四項までの規定は、前項の行為について準用する。

3 第一項の規定及び前項において準用する第十四条の二第四項の規定は、法令の規定により許可等を受けて行う行為、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、適用しない。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(行為の禁止等)

第十七条 知事は、自然保存地区の普通地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区又は自然記念物について、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、当該地区内において又は当該自然記念物について届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、自然環境の保全のため必要な限度において、当該行為を禁止

し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項に規定する処分は、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、
することができる。

3 知事は、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

4 知事は、第十四条の二第一項、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、第一項に規定する処分をしようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴くことができる。

(行為の停止命令)

第十八条 知事は、第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定、第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件又は前条第一項の規定による処分に違反して行為をしている者に対して当該行為の停止を命ずることができる。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(原状回復命令)

第十九条 知事は、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定、第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件又は第十七条第一項の規定による処分に違反した者に対して、自然環境の保全のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(助言又は勧告)

第二十条 知事は、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、自然環境保全地区等内において事業を行う者その他当該自然環境保全地区等に係る関係者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に

従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第十七条第四項の規定は、第一項の規定による助言又は勧告をしようとする場合について準用する。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(自然環境の保全のための協議)

第二十一条 知事は、第十四条の二第四項(第十五条第二項又は第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国等から通知があつた場合において自然環境の保全のため必要があると認めるときは、当該国等に対し、自然環境の保全のために執るべき措置について当該国等が知事に協議することを求めることができる。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(行為の規制)

第二十二条 何人も、自然環境保全地区内においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、著しく水質を汚濁させ、又は拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること。

2 何人もみだりに自然記念物を捕獲し、採取し、汚損し、損壊し、又は滅失させてはならない。

(平二三条例一四・一部改正)

第四章 自然環境保全協定

(自然環境保全協定の締結)

第二十三条 景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区又は自然造成地区内において届出を要する行為であつて規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、あらかじめ知事と自然環境の破壊の防止、植生の回復その他自然環境の保全のために必要な事項についての協定(次項及び次条において「自然環境保全協定」という。)を締結するものとする。ただし、国等が行う行為については、この限りでない。

2 第十七条第四項の規定は、前項の規定による自然環境保全協定の締結をしようとする場合について準用する。

(昭四九条例四・平二三条例一四・一部改正)

(自然環境保全協定の履行の確保)

第二十四条 知事は、自然環境保全協定を締結したときは、これに違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、その履行の確保について必要な措置を執らなければならない。

(平二三条例一四・一部改正)

第五章 自然監視員

(設置)

第二十五条 この条例による規制に違反する行為の監視等自然環境の保全状況を監視させるため自然監視員を置く。

(任命等)

第二十六条 自然監視員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

第六章 削除

(昭四八条例四一)

第二十七条から第三十一条まで 削除

(昭四八条例四一)

第七章 雑則

(立入調査)

第三十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして自然環境保全地区等内の土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為若しくは行われた行為の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において、職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平二三条例一四・一部改正)

(土地又は立木竹の買取り)

第三十三条 知事は、自然保存地区内の自然環境の保全又は自然記念物の保存のため、特に必要があると認めるときは、当該自然保存地区内の土地若しくは立木竹又は当該自然記念物を買取り取るように努めるものとする。

(損失補償)

第三十四条 県は、第十三条第三項若しくは第十四条第三項の許可を得ることができないため、第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第十七条第一項の規定による処分を受けるため損失を受けた者及び第三十二条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事にこれを請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(昭四九条例四・全改、平二三条例一四・一部改正)

(規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六条 第十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定に違反した者又は第十三条第四項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第十七条第一項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定に違反した者

二 第十四条の二第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の申出をした者

三 第十四条の二第二項の規定に違反した者

四 第三十二条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平四条例二三・平二三条例一四・一部改正)

(両罰規定)

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章から第五章まで、第七章及び第八章の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和四七年規則第六号で昭和四七年四月一日から施行)

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和四八年条例第四一號)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の山梨県自然環境保全条例(以下「旧条例」という。)の規定により指定されている自然環境保全地区等は、この条例による改正後の山梨県自然環境保全条例(以下「新条例」という。)の規定により指定されたものとみなす。
- 3 前項の規定により新条例により指定されたものとみなされた自然環境保全地区等のうち、自然保存地区の区域内における建築物の建築その他の行為の規制については、新条例第十四条の二の規定にかかわらず、規則で定める日までの間は、なお従前の例による。

(昭和四九年規則第三二号で昭和五〇年三月一日から施行)

- 4 前項の自然保存地区に係る保全計画の決定、廃止及び変更については、前項の規則で定める日までの間は、新条例第十二条の二第三項において準用する新条例第十条第二項(山梨県自然環境保全審議会に係る部分を除く。)から第五項までの規定は、適用しない。
- 5 この条例施行の際現に旧条例第十五条第一項及び第十六条第一項の規定による届出をしている行為については、新条例第十五条第二項及び第十六条第二項において準用する新条例第十四条の二第二項の規定は、適用しない。
- 6 この条例施行の際現に旧条例第十五条第一項の規定による自然記念物に係る届出をし

ている行為については、新条例第十七条の規定は、適用しない。

附 則(平成四年条例第二三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第三五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条並びに附則第三項及び附則第七項から第九項までの規定 平成十二年十月一日

附 則(平成一二年条例第四四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(山梨県自然環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の山梨県自然環境保全条例第十二条の三第二項の承認を受けて執行している保全事業については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第一〇六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第一四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則(平成二十六年条例第十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県自然環境保全基本方針の変更

山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第六条第一項の規定により策定した山梨県自然環境保全基本方針を次のとおり変更したので、同条例第八条第三項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成 年 月 日

山梨県知事

第一章第一節中「植物、など」を「植物等」に、「はじめて」を「初めて」に、「な
かんづく」を「の中でも」に、「さまざまな」を「様々な」に、「体系的」を「かつ
体系的」に、「公害対策などとして、」を「生活環境の保全等のために常時監視等を実
施している。」に改める。

第一章第四節中「二、〇一八メートル」を「二、〇一七メートル」に、「二、四八三
メートル」を「二、四七五メートル」に、「二、五九五メートル」を「二、五九九メー
トル」に、「三、一九二メートル」を「三、一九三メートル」に、「などの高峰」を「

等の高峰」に、「これ等」を「これら」に、「七十七パーセント」を「七十八パーセン
ト」に、「六十八パーセント」を「六十六パーセント」に、「〇・二四ヘクタール」を
「〇・二ヘクタール」に、「〇・四五ヘクタール」を「〇・四一ヘクタール」に、「〇
・〇五ヘクタール」を「〇・〇四ヘクタール」に、「〇・一七ヘクタール」を「〇・一
四ヘクタール」に改め、同節１中「鳳凰三山など」を「鳳凰三山等」に、「高山草本群
落など」を「高山草本群落等」に、「の残存」を「が残存し」に、「金峰山など」を「
金峰山等」に、「秩父多摩国立公園」を「秩父多摩甲斐国立公園」に改め、同節２中「
笹ヶ岳」を「^{ささ}ヶ岳」に、「山頂部など」を「山頂部等」に、「ダケカンバなど」を「
ダケカンバ等」に、「オコシヨなど」を「オコシヨ等」に、「秩父多摩国立公園」を「
秩父多摩甲斐国立公園」に改め、同節３中「カラマツなど」を「カラマツ等」に、「八
ヶ岳羽衣の池など」を「八ヶ岳羽衣の池等」に、「のかん養、土砂流出防備」を「を^{かん}
養し、土砂の流出を防備する」に、「両生類など」を「両生類等」に改め、「、サル、
シカ」を削り、「モリアオガエルなど」を「モリアオガエル等」に、「及び地層など」

を「、地層等」に、「天然記念物など」を「天然記念物等」に改め、同節４中「洪積世」を「洪積世」に、「丘陵地など」を「丘陵地等」に、「アラカシなど」を「アラカシ等」に、「ヒノキなど」を「ヒノキ等」に、「生産緑地」を「緑地」に、「魚類など」を「魚類等」に、「汚濁など」を「汚濁等」に、「処理など」を「処理等」に改める。

第二章中「きめこまかに」を「きめ細かく」に改め、同章３中「造成措置など」を「造成措置等」に改め、同章３一中「、保存」を「及び保存」に、「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に、「都市計画法など」を「都市計画法等」に改め、同章３二中「地域など」を「地域等」に、「、保存」を「及び保存」に改め、同章３三中「開発計画など」を「開発計画等」に改め、同章３五中「経営」を「管理」に改め、同章３七中「レクリエーションなど」を「レクリエーション等」に、「修景、など」を「修景等」に改める。

第三章第一節中「なかんずく」を「の中でも」に、「かん養」を「涵養」に、「修飾美化など」を「修飾美化等」に、「近いが」を「近いか」に、「及び植林」を「及び人

工林」に、「ミズナラ イタヤ シデ林」を「ミズナラ イタヤカエデ シデ林」に
、「禾本草原」を「禾^か本草原」に、「農耕地、」を「農地及び」に、「農地」を「農地
及び採草放牧地」に、「市街地の環境保全機能」を「農業の多面的機能」に、「抑制し
、転用する場合には、計画的に緑化を進める」を「抑制する」に改める。

第三章第二節1中「進行など」を「進行等」に改め、同節1一中「保護計画を改定し
」を「保護規制計画を見直し」に改め、同節4一中「管理の強化」を「保護」に改め、
同節4二中「、地質鉱物など」を「及び地質鉱物」に、「維持管理」を「保護」に改め
、同節5中「過密化に伴う環境悪化を防止し」を「無秩序な宅地の拡散を抑制し」に改
める。

第三章第三節の一中「山梨県自然環境保全審議会専門委員」を「山梨県環境保全審議
会の専門委員」に、「資料など」を「資料等」に改め、同節二中6を7とし、5を6と
し、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 世界遺産景観保全地区

文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、関係法令に基づく自然環境の保全に関する制度の状況に鑑みて、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全する必要がある地域を選定するものとする。

第三章第六節中「かん養、大気の浄化」を「涵養」に、「レクリエーション、野生鳥獣の保護等」を「多種多様な生き物が生息し、及び生育する場の提供、地球温暖化の防止等」に、「に対する要請が強くなっている」を「の発揮が強く求められている」に改め、「それぞれの」を削り、「土地利用区分を設定し、これに応じた次の保護管理施業」を「林分（小班）ごとの森林の取扱方法を定めるとともに、造林地や崩壊地の保全、景観の維持、原生的自然植生や溪畔^{はん}林の保全再生のための保護樹帯を設けることにより、それぞれの森林に適した維持及び造成」に改め、同節1から4までを削る。

第三章第八節中「の整備を図るとともに、県民の森、健康の森等の事業」を「及び森林公園（県民の森、武田の杜^{もり}及び金川の森）の整備活用」に改める。

第三章第九節 3 中「森林監視員」を「森林保全巡視員」に改める。

第三章第十節 2 中「土じょう」を「土壌」に改める。

山梨県自然環境保全条例施行規則(抜粋)

(歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区及び自然造成地区内における届出を要する行為の基準)

第八条 条例第十六条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

二 世界遺産景観保全地区

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

太陽光発電設備 太陽電池モジュールの総面積一万平方メートル

(自然環境保全協定の締結を要する行為の基準)

第十一条 条例第二十三条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

二 世界遺産景観保全地区

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

太陽光発電設備 太陽電池モジュールの総面積一万平方メートル

山梨県自然環境保全基本方針新旧対照表

新	旧
<p>第一章 総説</p> <p>第一節 作成の趣旨</p> <p>豊かな自然環境は、人間が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものである。</p> <p>自然は、日光、大気、水、土、動物、植物等から構成されているが、人間は、この自然を構成する諸要素間の精妙な調和を前提として、初めて生存の持続と生活の向上が可能となる。</p> <p>これら自然の構成要素は、すべて有限なものであるので、人間が未永く快適な生活を営むためには、自然の仕組みに対する正しい理解に基づく自然の適正な保存と賢明な利用が必要である。</p> <p>本県は、首都圏にありながら従来から恵まれた自然環境を誇ってきたが、以上のような見地から、自然環境の悪化を防ぎ、これを良好に維持するため、数多くの施策を講じてきている。</p> <p>自然環境の中でも動物、植物、地形及び地質これらの総体である自然景観、自然状態の保全については、学術上、教育上、景観上及び保健休養上の見地から、更に、快適な生活環境の確保という見地からも、様々な施策が講じられてきた。</p> <p>しかし、これらの施策が極めて多岐にわたっているので、この実効性をより一層高めるために、自然環境の保全に関する総合的かつ体系的な考え方を自然環境保全基本方針として策定し、実施するものである。</p> <p>自然環境に関する施策としては、このほか、大気、水、土壌等の汚染に対して、生活環境の保全等のために常時監視等を実施している。また、自然災害に対しては、治山、治水等の県土保全対策として、自然の資源としての利用と保全については、土地利用対策、水利用策として、それぞれ計画を策定し、実施しているところであ</p>	<p>第一章 総説</p> <p>第一節 作成の趣旨</p> <p>豊かな自然環境は、人間が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものである。</p> <p>自然は、日光、大気、水、土、動物、植物、などから構成されているが、人間は、この自然を構成する諸要素間の精妙な調和を前提として、はじめて生存の持続と生活の向上が可能となる。</p> <p>これら自然の構成要素は、すべて有限なものであるので、人間が未永く快適な生活を営むためには、自然の仕組みに対する正しい理解に基づく自然の適正な保存と賢明な利用が必要である。</p> <p>本県は、首都圏にありながら従来から恵まれた自然環境を誇ってきたが、以上のような見地から、自然環境の悪化を防ぎ、これを良好に維持するため、数多くの施策を講じてきている。</p> <p>自然環境なかんずく動物、植物、地形及び地質これらの総体である自然景観、自然状態の保全については、学術上、教育上、景観上及び保健休養上の見地から、更に、快適な生活環境の確保という見地からも、さまざまな施策が講じられてきた。</p> <p>しかし、これらの施策が極めて多岐にわたっているので、この実効性をより一層高めるために、自然環境の保全に関する総合的、体系的な考え方を自然環境保全基本方針として策定し、実施するものである。</p> <p>自然環境に関する施策としては、このほか、大気、水、土壌等の汚染に対して、公害対策などとして、</p> <p>また、自然災害に対しては、治山、治水等の県土保全対策として、自然の資源としての利用と保全については、土地利用対策、水利用対策として、それぞれ計画を策定し、実施しているところであ</p>

る。

従つて、山梨県における自然環境の総合的な保全と利用は、これらの計画と、この自然環境保全基本方針とがそれぞれあいまって実施されるものである。

第四節 自然環境の現況

本県は、南に富士山（三、七七六メートル）、東に大室山（一、五八八メートル）、北に雲取山（二、〇一七メートル）、甲武信ヶ岳（二、四七五メートル）、金峰山（二、五九九メートル）及び赤岳（二、八九九メートル）、西に仙丈ヶ岳（三、〇三三メートル）、北岳（三、一九三メートル）及び間の岳（三、一八九メートル）等の高峰に囲まれ、これらの山々を源とする数々の河川がそれぞれ富士川、桂川、丹波川及び道志川に集まり、富士川は、県の南部へ、他の三河川は、県の東部へ流れている。

本県は、県土の七十八パーセントが森林で、全国平均の六十六パーセントに比べると森林面積の占める比率が高く、また、人口一人当たりの森林面積も全国平均〇・二ヘクタールに対して〇・四一ヘクタール、人口一人当たりの自然公園面積も全国平均〇・〇四ヘクタールに対して〇・一四ヘクタールと多く、大都市を擁する地域と比べれば、天然林や近郊緑地の占める比率が高く、豊かな緑と清流に恵まれ、自然環境は良好といえる。

1 高山帯（二、五〇〇メートル以上）

この地帯は、富士山、北岳、仙丈ヶ岳、農鳥岳、八ヶ岳、金峰山、筑ヶ岳、鳳凰三山等の山頂部分で、ハイマツ群落と高山草本群落等が見られる。特に北岳は、富士山に次ぐ我が国二番目の高峰で、北岳特有の植物の多くは、氷河時代に広く分布していたものが残存し、又は変異したもので、我が国を代表する遺存植物の宝庫である。

る。

従つて、山梨県における自然環境の総合的な保全と利用は、これらの計画と、この自然環境保全基本方針とがそれぞれあいまって実施されるものである。

第四節 自然環境の現況

本県は、南に富士山（三、七七六メートル）、東に大室山（一、五八八メートル）、北に雲取山（二、〇一八メートル）、甲武信ヶ岳（二、四八三メートル）、金峰山（二、五九五メートル）及び赤岳（二、八九九メートル）、西に仙丈ヶ岳（三、〇三三メートル）、北岳（三、一九二メートル）及び間の岳（三、一八九メートル）などの高峰に囲まれ、これ等の山々を源とする数々の河川がそれぞれ富士川、桂川、丹波川及び道志川に集まり、富士川は、県の南部へ、他の三河川は、県の東部へ流れている。

本県は、県土の七十七パーセントが森林で、全国平均の六十八パーセントに比べると森林面積の占める比率が高く、また、人口一人当たりの森林面積も全国平均〇・二四ヘクタールに対して〇・四五ヘクタール、人口一人当たりの自然公園面積も全国平均〇・〇五ヘクタールに対して〇・一七ヘクタールと多く、大都市を擁する地域と比べれば、天然林や近郊緑地の占める比率が高く、豊かな緑と清流に恵まれ、自然環境は良好といえる。

1 高山帯（二、五〇〇メートル以上）

この地帯は、富士山、北岳、仙丈ヶ岳、農鳥岳、八ヶ岳、金峰山、筑ヶ岳、鳳凰三山などの山頂部分で、ハイマツ群落と高山草本群落などが見られる。特に北岳は、富士山に次ぐ我が国二番目の高峰で、北岳特有の植物の多くは、氷河時代に広く分布していたものが残存し、又は変異したもので、我が国を代表する遺存植物の宝庫である。

地形及び地質の面では、南アルプスの諸峰は、激しく褶曲し、多数の断層で切られた古い地層で構成され、気象の激変ともあいまって険しい山様である。氷河時代のカール地形が見られる仙丈ヶ岳、コニーデ型の火山地形の典型である富士山、やや古い火山地形をなす八ヶ岳、花こう岩がつくる特有な地形をもつて金峰山など多様である。

険しい山体をなしている高山であるため、鳥獣の種類は少ないが白根三山、仙丈ヶ岳、金峰山等にはライチョウが生息しており、厳重に保護されている。

この地帯は、学術上貴重であるばかりでなく、景観も優れているので、すべて富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園のいずれかに指定されている。

2 亜高山帯（一、八〇〇 二、五〇〇メートル）

この地帯は、富士山の三合目から五合目までの地帯、南アルプスの野呂川源流部一帯から静岡県境沿いに策ヶ岳を経て七面山の山頂に至る部分、鳳凰三山、八ヶ岳、小川山から金峰山及び甲武信ヶ岳を経て雲取山に至る奥秩父の稜線、大菩薩連嶺及び櫛形山の山頂部等である。

植物は、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ、ダケカンバ等に代表される植物相であり、特に南アルプスにおいては、シラビソ、オオシラビソの占める割合が高く、大切に保護すべき森林地帯である。

地形の面から見ると主嶺から分岐する支脈が多い地帯であり、V字形の谷がよく発達し、溪流に沿つては地層及び岩石が多く露出している。

自然の状態が良好に保たれているため、昆虫や鳥獣の種類が多く高山チヨウ、カモシカ、ヤマネ、オコシヨ等が生息してお

地形及び地質の面では、南アルプスの諸峰は、激しく褶曲し、多数の断層で切られた古い地層で構成され、気象の激変ともあいまって険しい山様である。氷河時代のカール地形が見られる仙丈ヶ岳、コニーデ型の火山地形の典型である富士山、やや古い火山地形をなす八ヶ岳、花こう岩がつくる特有な地形をもつて金峰山など多様である。

険しい山体をなしている高山であるため、鳥獣の種類は少ないが白根三山、仙丈ヶ岳、金峰山などにはライチョウが生息しており、厳重に保護されている。

この地帯は、学術上貴重であるばかりでなく、景観も優れているので、すべて富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩国立公園、南アルプス国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園のいずれかに指定されている。

2 亜高山帯（一、八〇〇 二、五〇〇メートル）

この地帯は、富士山の三合目から五合目までの地帯、南アルプスの野呂川源流部一帯から静岡県境沿いに策ヶ岳を経て七面山の山頂に至る部分、鳳凰三山、八ヶ岳、小川山から金峰山及び甲武信ヶ岳を経て雲取山に至る奥秩父の稜線、大菩薩連嶺及び櫛形山の山頂部などである。

植物は、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ、ダケカンバなどに代表される植物相であり、特に南アルプスにおいては、シラビソ、オオシラビソの占める割合が高く、大切に保護すべき森林地帯である。

地形の面から見ると主嶺から分岐する支脈が多い地帯であり、V字形の谷がよく発達し、溪流に沿つては地層及び岩石が多く露出している。

自然の状態が良好に保たれているため、昆虫や鳥獣の種類が多く高山チヨウ、カモシカ、ヤマネ、オコシヨなどが生息してお

り、この地帯の大部分は鳥獣保護区に指定されている。

また、この地帯の森林は、国土の保全上重要な役割を果たしているばかりでなく、自然環境保全上極めて重要な地域であるので、一部地域を除いて富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園及び県立南アルプス巨摩自然公園のいずれかに指定されている。

3 夏緑広葉樹林帯（五〇〇 一、八〇〇メートル）

この地帯は、青木ヶ原樹海を代表するツガ ヒノキ林、富士川水系、多摩川水系及び相模川水系のクヌギ コナラ クリ林、アカマツ 落葉広葉樹林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等の針葉樹植林地帯並びに木賊平、八ヶ岳羽衣の池等の湿原地帯である。この地帯の森林は、自然環境保全上重要であるばかりでなく、水源を涵養し、土砂の流出を防備するなど国土の保全上重要である。この地帯は、常に林業生産活動が行われているので、森林経営に当たっては、科学的な調査に基づき、林業と自然環境保全との調整を図らねばならない。この地帯には、昆虫、鳥獣、両生類等の種類が多く、ギフチヨウ、ヤマセミ、ブツポウソウ、サンシヨウウオ、モリアオガエル等の貴重な動物が各地に生息している。

地形及び地質の面から見ると、各地に優れた溪谷、溶岩洞穴、平たん地、新旧それぞれの岩石、地層等が見られ、また、数々の史跡、名勝、天然記念物等もあるので、自然環境の保全には十分注意する必要がある。

4 常緑広葉樹林帯（五〇〇メートル以下）

この地帯は、沖積平野、扇状地、洪積世の段丘、丘陵地等に広がった村落や市街地で、植物は、県南部及び東部のシラカシ、ウラジロガシ、アラカシ等の自然植生とスギ、ヒノキ等の植林地帯で、農林業が積極的に行われており、県民生活は、大部分この地帯で営ま

り、この地帯の大部分は鳥獣保護区に指定されている。

また、この地帯の森林は、国土の保全上重要な役割を果たしているばかりでなく、自然環境保全上極めて重要な地域であるので、一部地域を除いて富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園及び県立南アルプス巨摩自然公園のいずれかに指定されている。

3 夏緑広葉樹林帯（五〇〇 一、八〇〇メートル）

この地帯は、青木ヶ原樹海を代表するツガ ヒノキ林、富士川水系、多摩川水系及び相模川水系のクヌギ コナラ クリ林、アカマツ 落葉広葉樹林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツなどの針葉樹植林地帯並びに木賊平、八ヶ岳羽衣の池などの湿原地帯である。この地帯の森林は、自然環境保全上重要であるばかりでなく、水源のかん養、土砂流出防備など国土の保全上重要である。この地帯は、常に林業生産活動が行われているので、森林経営に当たっては、科学的な調査に基づき、林業と自然環境保全との調整を図らねばならない。この地帯には、昆虫、鳥獣、両生類などの種類が多く、ギフチヨウ、ヤマセミ、ブツポウソウ、サル、シカ、サンシヨウウオ、モリアオガエルなどの貴重な動物が各地に生息している。

地形及び地質の面から見ると、各地に優れた溪谷、溶岩洞穴、平たん地、新旧それぞれの岩石及び地層などが見られ、また、数々の史跡、名勝、天然記念物などもあるので、自然環境の保全には十分注意する必要がある。

4 常緑広葉樹林帯（五〇〇メートル以下）

この地帯は、沖積平野、扇状地、洪積世の段丘、丘陵地などに広がった村落や市街地で、植物は、県南部及び東部のシラカシ、ウラジロガシ、アラカシなどの自然植生とスギ、ヒノキなどの植林地帯で、農林業が積極的に行われており、県民生活は、大部分この地帯で営ま

れ、各地に心のふるさととして保存されている鎮守の森や、屋敷林もあり、県民が常に緑と触れ合いを感じる場所であるので環境保全を配慮しながら、開発と緑地の保存との調整を図る必要のある地帯である。

この地帯は、昆虫、鳥獣、魚類等が多数生息しているが、近年多量の農薬使用や、河川の汚濁等により、個体数が減少しているので、農薬の散布を最少限にとどめるとともに、天敵や耐病虫性品種の利用、廃水の処理等について十分配慮する必要がある。

第二章 基本構想

自然環境の保全施策は、次の基本方針に基づき、地域の自然の状態に即して、きめ細かく行うものとする。

- 1 人為の受けやすい弱い自然、景観が優れている自然、学術上貴重な自然、平地に残存する希少な自然などは、極力保護及び保存すること。
- 2 1以外の豊かな自然は、自然の自浄力と復元力の及び範囲内で適正な活用を推進するものとし、自然の資源を一時に消費し尽くすことなく、将来にわたって未永く資産として保全すること。
- 3 既に自然環境が悪化しつつある地域については、速やかに復元措置、造成措置等を講ずること。

以上の方針に基づき当面講ずるものとする基本的施策に関する項目は次のとおりである。

- 一 自然環境の保護及び保存を図るため、自然公園法、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の自然保護に関連する法令に基づく現行制度を活用する。
- 二 自然環境保全上重要な地域等については、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を推進し、保護及び保存の徹底を図る。

れ、各地に心のふるさととして保存されている鎮守の森や、屋敷林もあり、県民が常に緑と触れ合いを感じる場所であるので環境保全を配慮しながら、開発と生産緑地の保存との調整を図る必要のある地帯である。

この地帯は、昆虫、鳥獣、魚類などが多数生息しているが、近年多量の農薬使用や、河川の汚濁などにより、個体数が減少しているので、農薬の散布を最少限にとどめるとともに、天敵や耐病虫性品種の利用、廃水の処理などについて十分配慮する必要がある。

第二章 基本構想

自然環境の保全施策は、次の基本方針に基づき、地域の自然の状態に即して、きめこまかに行うものとする。

- 1 人為の受けやすい弱い自然、景観が優れている自然、学術上貴重な自然、平地に残存する希少な自然などは、極力保護及び保存すること。
- 2 1以外の豊かな自然は、自然の自浄力と復元力の及び範囲内で適正な活用を推進するものとし、自然の資源を一時に消費し尽くすことなく、将来にわたって未永く資産として保全すること。
- 3 既に自然環境が悪化しつつある地域については、速やかに復元措置、造成措置などを講ずること。

以上の方針に基づき当面講ずるものとする基本的施策に関する項目は次のとおりである。

- 一 自然環境の保護、保存を図るため、自然公園法、森林法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律、文化財保護法、都市計画法などの自然保護に関連する法令に基づく現行制度を活用する。
- 二 自然環境保全上重要な地域などについては、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を推進し、保護、保存の徹底を図る。

- 三 県土の利用計画、開発計画等の策定及び諸事業の実施に当たっては、自然環境保全のために必要な措置を講ずる。
- 四 自然環境保全のため、特に保護及び保存を要する土地などについては、公有化を進める。
- 五 県有林の管理に当たっては、木材生産機能と公益的機能との調整に努める。
- 六 自然環境の保全に資するため、各種保全施設の整備を促進する。
- 七 豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーション等の場として、自然の復元力の範囲内で積極的に活用する。
また、市街地及びその近郊については、緑地の造成、沿道の修景等の環境緑化その他の良好な自然環境の造成を積極的に行う。
- 八 自然環境保全のための知識の普及及び思想の高揚を図り、県民の行う自主的活動を助長する。
- 九 自然環境保全のための科学的な調査及び研究を推進する。

第三章 基本的施策

第一節 施策の体系

自然環境を構成するもののうち、植物の中でも樹木は、県土の保全、水源の涵養、大気の浄化、気象の緩和、騒音の防止、保健休養、県土の修飾美化等の諸機能を備えている。

しかも、植物は、移動能力がなく、それぞれの生育地の環境条件を最も的確に表現するため、植生を重視することにより、環境問題を適切に取り扱うことができる。

従つて、現存の植生の状態に応じた自然環境保全施策を行うことにより、本県の自然環境の適正な保全を図るものとする。

植生の状態に応じた主要な自然環境保全施策の類型は、次表のと

- 三 県土の利用計画、開発計画などの策定及び諸事業の実施に当たっては、自然環境保全のために必要な措置を講ずる。
- 四 自然環境保全のため、特に保護及び保存を要する土地などについては、公有化を進める。
- 五 県有林の経営に当たっては、木材生産機能と公益的機能との調整に努める。
- 六 自然環境の保全に資するため、各種保全施設の整備を促進する。
- 七 豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーションなどの場として、自然の復元力の範囲内で積極的に活用する。
また、市街地及びその近郊については、緑地の造成、沿道の修景、などの環境緑化その他の良好な自然環境の造成を積極的に行う。
- 八 自然環境保全のための知識の普及及び思想の高揚を図り、県民の行う自主的活動を助長する。
- 九 自然環境保全のための科学的な調査及び研究を推進する。

第三章 基本的施策

第一節 施策の体系

自然環境を構成するもののうち、植物なかんずく樹木は、県土の保全、水源の涵養、大気の浄化、気象の緩和、騒音の防止、保健休養、県土の修飾美化などの諸機能を備えている。

しかも、植物は、移動能力がなく、それぞれの生育地の環境条件を最も的確に表現するため、植生を重視することにより、環境問題を適切に取り扱うことができる。

従つて、現存の植生の状態に応じた自然環境保全施策を行うことにより、本県の自然環境の適正な保全を図るものとする。

植生の状態に応じた主要な自然環境保全施策の類型は、次表のと

おりである。

植生と保全施策

植生状態	代表的群落	保全施策
植生に対する人為的影響はほとんど加わつておらず、現存植生が潜在自然植生に極めて近いが、ほぼ一致している植生	コメツガ トウヒ シラビソ オオシラ ビソ林 高山低木群落 高山・亜高山性草木 ツガ ヒノキ林 ブナ ミズナラ林 カシ類混交林 アラカシ林	一度破壊されると、元の植生に復するのに長い年月を要するので、原則として禁伐とし、保護及び保存を図る。
ある程度の人為的影響下に存続する二次林及び人工林	針葉樹植林 ミズナラ イタヤカ エテ シデ林 禾本草原	林産物生産の場として活用される地域であるが、森林の持つ公益的機能も十分発揮されるように留意する。また、野外レクリエーション等の開発適地については、自然の復元力の範囲内で、植生保全に十分配慮しながら活用する。
常に人為的影響下にある二次林及び人工林	アカマツ 落葉広葉樹林 クヌギ コナラ ク リ林	里山とよばれる地域で、開発適地が多いが、過度な開発は避け、特に市街地近郊

おりである。

植生と保全施策

植生状態	代表的群落	保全施策
植生に対する人為的影響はほとんど加わつておらず、現存植生が潜在自然植生に極めて近いが、ほぼ一致している植生	コメツガ トウヒ シラビソ オオシラ ビソ林 高山低木群落 高山・亜高山性草木 ツガ ヒノキ林 ブナ ミズナラ林 カシ類混交林 アラカシ林	一度破壊されると、元の植生に復するのに長い年月を要するので、原則として禁伐とし、保護及び保存を図る。
ある程度の人為的影響下に存続する二次林及び植林	針葉樹植林 ミズナラ イタヤ シデ林 禾本草原	林産物生産の場として活用される地域であるが、森林の持つ公益的機能も十分発揮されるように留意する。また、野外レクリエーション等の開発適地については、自然の復元力の範囲内で、植生保全に十分配慮しながら活用する。
常に人為的影響下にある二次林及び植林	アカマツ 落葉広葉樹林 クヌギ コナラ ク リ林	里山とよばれる地域で、開発適地が多いが、過度な開発は避け、特に市街地近郊

		の林地については、住民の保健休養の場として植生の保存を図りつつ活用する。
農地及び採草放牧地		農地及び採草放牧地は、近郊緑地として、農業の多面的機能を発揮させるため、無秩序な宅地化を抑制する。
宅地、道路、施設等 植生の乏しい土地		緑の最も必要なところで、積極的に緑地造成、沿道修景及び裸地の植生回復を図る。

第二節 自然環境の保護及び保存

自然環境の保護及び保存を図るため、これに関連する現行諸制度を活用し、次の施策を講ずるものとする。

1 自然公園

本県の優れた自然は、県民のみならず国民の資産として、その多くが自然公園として位置づけられているが、近年、利用者の急増、開発の進行等に伴い、自然公園内の貴重な自然及び傑出した自然の保護及び保存の強化が必要になってきている。このため、次の保全施策を実施する。

- 一 公園の保護規制計画を見直し、特別地域内における特別保護

		の林地については、住民の保健休養の場として植生の保存を図りつつ活用する。
農耕地、採草放牧地		農地は、近郊緑地として、市街地の環境保全機能を発揮させるため、無秩序な宅地化を抑制し、転用する場合には、計画的に緑化を進める。
宅地、道路、施設等 植生の乏しい土地		緑の最も必要なところで、積極的に緑地造成、沿道修景及び裸地の植生回復を図る。

第二節 自然環境の保護及び保存

自然環境の保護及び保存を図るため、これに関連する現行諸制度を活用し、次の施策を講ずるものとする。

1 自然公園

本県の優れた自然は、県民のみならず国民の資産として、その多くが自然公園として位置づけられているが、近年、利用者の急増、開発の進行などに伴い、自然公園内の貴重な自然及び傑出した自然の保護及び保存の強化が必要になってきている。このため、次の保全施策を実施する。

- 一 公園の保護計画を改定し、特別地域内における特別保護

地区及び地種区分の適正化を図る。

- 一 公園管理に当たっては、自然状態及び自然景観の破壊を防止するため、規則基準を明確にし、保護及び保存の徹底を図る。
- 二 自然環境の保全と適正な利用に資するため、公園の環境美化清掃を強力に推進する。

2.3 略

4 名勝、天然記念物等

- 一 優れた自然の景勝地を保護するために設けられている名勝については、指定の趣旨が十分に生かされるよう保護を図る。
- 二 動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものについては、天然記念物の指定を促進するとともに、既に指定されている天然記念物については、その価値が損なわれないよう保護を図る。

三 略

5 都市計画

都市地域における無秩序な宅地の拡散を抑制し、快適な生活環境を確保するため、緑とオープンスペースの積極的整備拡大を図る。このため次の保全施策を実施する。

- 一 都市に残存する樹林地等の保護管理を図る。
- 二 都市計画施設の区域、市街地開発事業の区域及び風致地区のそれぞれの区域内における建築などを行うに当たっては、空地空間の確保、樹木の保存、表土の植生復元などの自然環境保全上必要な措置が講ぜられるよう配慮する。

第三節 自然環境保全地区等の指定の推進

県土全域にわたって総合的に自然環境の保全施策を講ずるため、前記の諸制度を活用するとともに、山梨県自然環境保全条例に基づ

地区及び地種区分の適正化を図る。

- 一 公園管理に当たっては、自然状態及び自然景観の破壊を防止するため、規則基準を明確にし、保護及び保存の徹底を図る。
- 二 自然環境の保全と適正な利用に資するため、公園の環境美化清掃を強力に推進する。

2.3 略

4 名勝、天然記念物等

- 一 優れた自然の景勝地を保護するために設けられている名勝については、指定の趣旨が十分に生かされるよう管理の強化を図る。
- 二 動物、植物、地質鉱物などで学術上価値の高いものについては、天然記念物の指定を促進するとともに、既に指定されている天然記念物については、その価値が損なわれないよう維持管理を図る。

三 略

5 都市計画

都市地域における過密化に伴う環境悪化を防止し、快適な生活環境を確保するため、緑とオープンスペースの積極的整備拡大を図る。このため次の保全施策を実施する。

- 一 都市に残存する樹林地等の保護管理を図る。
- 二 都市計画施設の区域、市街地開発事業の区域及び風致地区のそれぞれの区域内における建築などを行うに当たっては、空地空間の確保、樹木の保存、表土の植生復元などの自然環境保全上必要な措置が講ぜられるよう配慮する。

第三節 自然環境保全地区等の指定の推進

県土全域にわたって総合的に自然環境の保全施策を講ずるため、前記の諸制度を活用するとともに、山梨県自然環境保全条例に基づ

き自然環境保全地区及び自然記念物の指定を積極的に推進するものとする。

一 自然環境保全地区等の指定手続

自然環境保全地区等の指定は、市町村及び山梨県環境保全審議会の専門委員の意見、既存の各種の資料等を参考にして現地調査を行い、自然環境保全地区等の選定基準に適合したものを自然環境保全地区等の候補地として選定し、山梨県自然環境保全条例第十条の規定により行うものとする。

二 自然環境保全地区等の選定基準

1) 3 略

4) 世界遺産景観保全地区

文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、関係法令に基づき自然環境の保全に関する制度の状況に鑑みて、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全する必要がある地域を選定するものとする。

5) 7 略

第六節 県有林の保全

県有林は、県土の約三十五パーセントを占め、自然環境保全上極めて重要な位置を占めている。

森林は、林産物の生産の場であると同時に、国土の保全、水源の涵養、保健休養、多種多様な生き物が生息し、及び生育する場の提供、地球温暖化の防止等の公益的機能を持っており、近年、公益的機能の発揮が強く求められている。

これらの機能を県有林において十分発揮させるため、目的に添った林分（小班）ごとの森林の取扱方法を定めるとともに、造林地や崩壊地の保全、景観の維持、原生的自然植生や溪畔林の

き自然環境保全地区及び自然記念物の指定を積極的に推進するものとする。

一 自然環境保全地区等の指定手続

自然環境保全地区等の指定は、市町村及び山梨県自然環境保全審議会専門委員の意見、既存の各種の資料などを参考にして現地調査を行い、自然環境保全地区等の選定基準に適合したものを自然環境保全地区等の候補地として選定し、山梨県自然環境保全条例第十条の規定により行うものとする。

二 自然環境保全地区等の選定基準

1) 3 略

4) 6 略

文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、関係法令に基づき自然環境の保全に関する制度の状況に鑑みて、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全する必要がある地域を選定するものとする。

4) 6 略

第六節 県有林の保全

県有林は、県土の約三十五パーセントを占め、自然環境保全上極めて重要な位置を占めている。

森林は、林産物の生産の場であると同時に、国土の保全、水源の涵養、大気の浄化、保健休養、レクリエーション、野生鳥獣の保護等の公益的機能を持っており、近年、公益的機能に対する要請が強くなつてきている。

これらの機能を県有林において十分発揮させるため、それぞれの目的に添った土地利用区分を設定し、これに応じた次の保護管理施業

保全再生のための保護樹帯を設けることにより、それぞれの森林に
適した維持及び造成を推進するものとする。

第八節 自然環境の活用及び造成

豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーション等の場と
して積極的に活用するものとする。このため、自然公園の適正な利
用に資する諸施設及び森林公園（県民の森、武田の杜及び金川の森
）の整備活用を推進する。また、県民の快適な生活環境を確保する
ため、市街地、沿道、沿川等の地域については、修景緑化による自
然造成を積極的に推進するとともに、これに必要な指導援助を行う
。

1 市街地等の緑化

市街地及びその近郊における緑地の増大を図るため、次の事業
を実施するとともに、緑地に対する指導を強化する。

- (1) 公園、緑地、街路樹等の整備拡大
- (2) 学校等公共施設の緑化
- (3) 事務所、事業所、工場等の緑化

を推進するものとする。

- 1 高山帯、亜高山帯等の原生林的な貴重な森林は、一度伐採され
るとその回復が極めて長期間を要し、かつ、主要な水源林及び県
土保全林であるとともに、山岳地における優れた景観要素を構成
しているため、これを将来にわたって保存する。
- 2 県有林地における特異な地形及び地質、学術上貴重な動植物等
については、保護施策を積極的に実施する。
- 3 風致上優れた林地については、保存を図るとともに、風致の維
持向上を図るための施業を進める。
- 4 レクリエーション、保健休養等のための適地のうち、1から3
までの地域以外については、自然環境の保全に留意しながら活用
を図る。

第八節 自然環境の活用及び造成

豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーション等の場と
して積極的に活用するものとする。このため、自然公園の適正な利
用に資する諸施設の整備を図るとともに、県民の森、健康の森等の
事業を推進する。また、県民の快適な生活環境を確保する
ため、市街地、沿道、沿川等の地域については、修景緑化による自
然造成を積極的に推進するとともに、これに必要な指導援助を行う
。

1 市街地等の緑化

市街地及びその近郊における緑地の増大を図るため、次の事業
を実施するとともに、緑地に対する指導を強化する。

- (1) 公園、緑地、街路樹等の整備拡大
- (2) 学校等公共施設の緑化
- (3) 事務所、事業所、工場等の緑化

(4) 一般住宅の緑化

2 沿道等の緑化

国、市町村等と協力して、国道、県道、市町村道、沿川等の緑化を図る。また、道路及び河川に隣接する森林は極力保存し、一体的機能が果たせるよう、その健全な維持管理に努める。

3 緑化樹の確保

緑化の推進に必要な種苗を確保するため、供給体制の整備拡充を図る。

第九節 自然保護思想の高揚と活動の助長

1・2 略

3 監視員制度の活用

自然保護に関する知識の普及及び思想の高揚に資するとともに、自然環境に対する監視体制を強化するため、県下に自然監視員を配置し、自然公園指導員、鳥獣保護員、保安林巡視員及び森林保全巡視員との協力体制を確立する。

第十節 調査及び研究

自然環境の適正な保全に資するため、必要な科学的調査及び研究を総合的に推進するため、自然環境の保全に関する調査研究体制の整備を図るものとし、当面、次の調査及び研究を進めるものとする。

1 略

2 地形、地質、土壌、自然現象等に関する調査及び研究

3 } 6 略

(4) 一般住宅の緑化

2 沿道等の緑化

国、市町村等と協力して、国道、県道、市町村道、沿川等の緑化を図る。また、道路及び河川に隣接する森林は極力保存し、一体的機能が果たせるよう、その健全な維持管理に努める。

3 緑化樹の確保

緑化の推進に必要な種苗を確保するため、供給体制の整備拡充を図る。

第九節 自然保護思想の高揚と活動の助長

1・2 略

3 監視員制度の活用

自然保護に関する知識の普及及び思想の高揚に資するとともに、自然環境に対する監視体制を強化するため、県下に自然監視員を配置し、自然公園指導員、鳥獣保護員、保安林巡視員及び森林監視員との協力体制を確立する。

第十節 調査及び研究

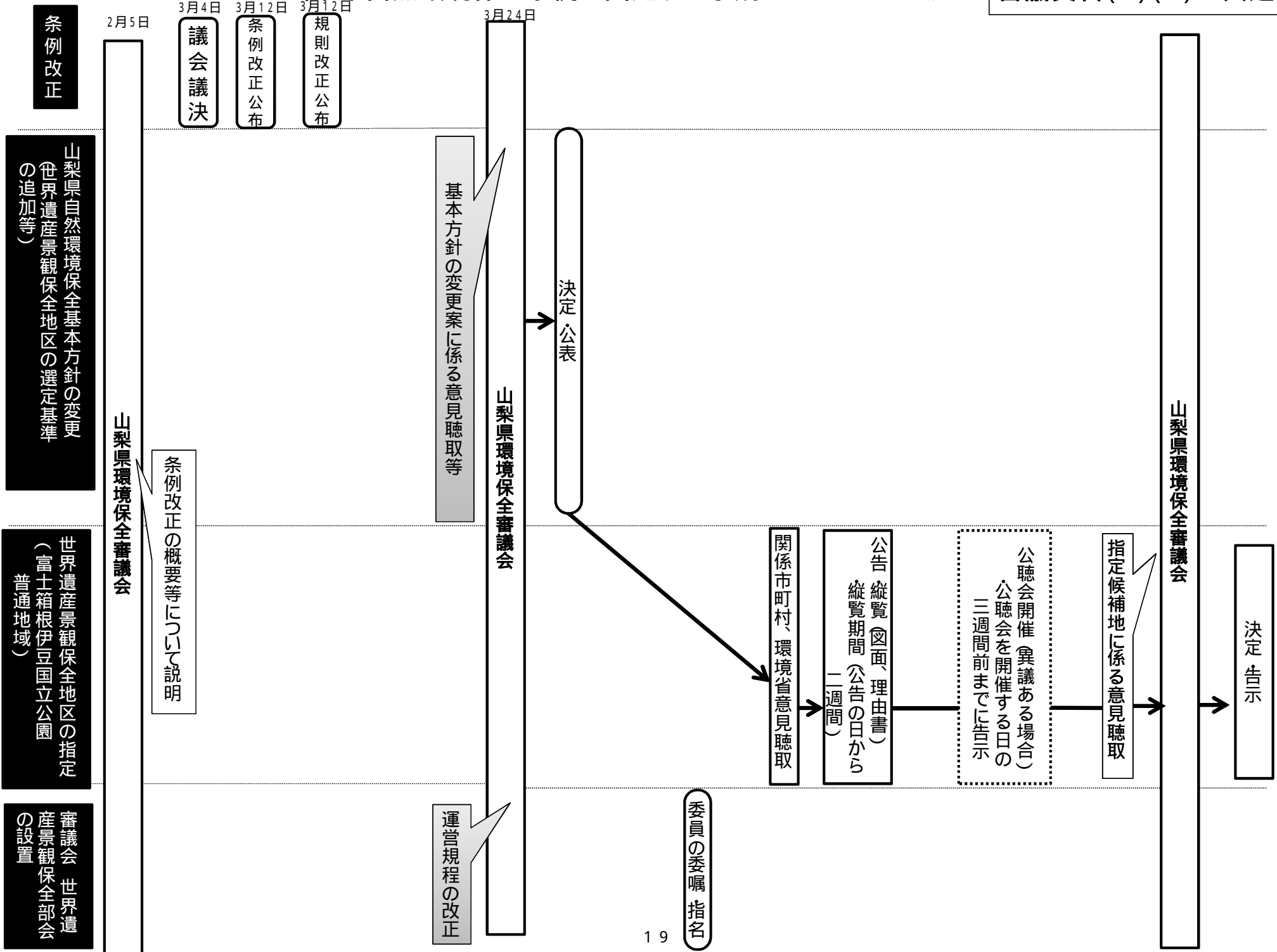
自然環境の適正な保全に資するため、必要な科学的調査及び研究を総合的に推進するため、自然環境の保全に関する調査研究体制の整備を図るものとし、当面、次の調査及び研究を進めるものとする。

1 略

2 地形、地質、土壌、自然現象等に関する調査及び研究

3 } 6 略

山梨県自然環境保全条例に関する手続きのスケジュール



山梨県自然環境保全基本方針(変更案)

昭和五十年十月六日

公告

山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)第六条第一項の規定により山梨県自然環境保全基本方針を次のとおり策定したので、同条例第八条第二項の規定により、公表する。

山梨県自然環境保全基本方針

目次

第一章 総説

第一節 作成の趣旨

第二節 目標

第三節 性格

第四節 自然環境の現況

第二章 基本構想

第三章 基本的施策

第一節 施策の体系

第二節 自然環境の保護及び保存

第三節 自然環境保全地区等の指定の推進

第四節 各種事業計画の策定及び実施に当たり配慮すべき措置

第五節 要保全地の公有化

第六節 県有林の保全

第七節 保全施設の整備

第八節 自然環境の活用及び造成

第九節 自然保護思想の高揚及び活動の助長

第十節 調査及び研究

第一章 総説

第一節 作成の趣旨

豊かな自然環境は、人間が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものである。

自然は、日光、大気、水、土、動物、**植物等**から構成されているが、人間は、この自然を構成する諸要素間の精妙な調和を前提として、**初めて**生存の持続と生活の向上が可能となる。

これら自然の構成要素は、すべて有限なものであるので、人間が未永く快適な生活を営むためには、自然の仕組みに対する正しい理解に基づく自然の適正な保存と賢明な利用が必要である。

本県は、首都圏にありながら従来から恵まれた自然環境を誇ってきたが、以上のような見地から、自然環境の悪化を防ぎ、これを良好に維持するため、数多くの施策を講じてきている。

自然環境の中でも動物、植物、地形及び地質これらの総体である自然景観、自然状態の保全については、学術上、教育上、景観上及び保健休養上の見地から、更に、快適な生活環境の確保という見地からも、様々な施策が講じられてきた。

しかし、これらの施策が極めて多岐にわたっているので、この実効性をより一層高めるために、自然環境の保全に関する総合的かつ体系的な考え方を自然環境保全基本方針として策定し、実施するものである。

自然環境に関する施策としては、このほか、大気、水、土壌等の汚染に対して、生活環境の保全等のために常時監視等を実施している。また、自然災害に対しては、治山、治水等の県土保全対策として、自然の資源としての利用と保全については、土地利用対策、水利用対策として、それぞれ計画を策定し、実施しているところである。

従つて、山梨県における自然環境の総合的な保全と利用は、これらの計画と、この自然環境保全基本方針とがそれぞれあいまって実施されるものである。

第二節 目標

この基本方針の目標は、本県の自然環境を適正に保全することにあるが、ここでいう自然環境の保全とは、地域の自然状態に応じて自然環境の保存、保護、活用及び造成を行い、健康で文化的な生活を営むために不可欠な豊かな自然環境を確保し、維持することである。

第三節 性格

この基本方針は、山梨県自然環境保全条例第六条第一項の規定により策定されるものであつて、自然環境保全に関する諸施策の基本となるものである。

また、この基本方針は、市町村における自然環境保全に関する施策の指針となり、事業者及び県民においては、県及び市町村の自然環境保全に関する施策への協力の指針となるものである。

第四節 自然環境の現況

本県は、南に富士山(三、七七六メートル)、東に大室山(一、五八八メートル)、北に雲取山(二、〇一七メートル)、甲武信ヶ岳(二、四七五メートル)、金峰山(二、五九九メートル)及び赤岳(二、八九九メートル)、西に仙丈ヶ岳(三、〇三三メートル)、北岳(三、一九三メートル)及び間の岳(三、一八九メートル)等の高峰に囲まれ、これらの山々を源とする数々の河川がそれぞれ富士川、桂川、丹波川及び道志川に集まり、富士川は、県の南部へ、他の三河川は、県の東部へ流れている。

本県は、県土の七十八パーセントが森林で、全国平均の六十六パーセントに比べると森林面積の占める比率が高く、また、人口一人当たりの森林面積も全国平均〇・二ヘクタールに対して〇・四一ヘクタール、人口一人当たりの自然公園面積も全国平均〇・〇四ヘク

タールに対して〇・一四ヘクタールと多く、大都市を擁する地域と比べれば、天然林や近郊緑地の占める比率が高く、豊かな緑と清流に恵まれ、自然環境は良好といえる。

1 高山帯(二、五〇〇メートル以上)

この地帯は、富士山、北岳、仙丈ヶ岳、農鳥岳、八ヶ岳、金峰山、策ヶ岳、**鳳凰三山**等の山頂部分で、ハイマツ群落と**高山草本群落等**が見られる。特に北岳は、富士山に次ぐ我が国二番目の高峰で、北岳特有の植物の多くは、氷河時代に広く分布していたものが**残存し**、又は変異したもので、我が国を代表する遺存植物の宝庫である。

地形及び地質の面では、南アルプスの諸峰は、激しく^{しゅう}褶曲し、多数の断層で切られた古い地層で構成され、気象の激変ともあいまって険しい山様である。氷河時代のカール地形が見られる仙丈ヶ岳、コニーデ型の火山地形の典型である富士山、やや古い火山地形をなす八ヶ岳、花こう岩がつくる特有な地形をもつて金峰山など多様である。

険しい山体をなしている高山であるため、鳥獣の種類は少ないが白根三山、**仙丈ヶ岳**、**金峰山**等にはライチョウが生息しており、厳重に保護されている。

この地帯は、学術上貴重であるばかりでなく、景観も優れているので、すべて富士箱根伊豆国立公園、**秩父多摩甲斐国立公園**、南アルプス国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園のいずれかに指定されている。

2 亜高山帯(一、八〇〇 二、五〇〇メートル)

この地帯は、富士山の三合目から五合目までの地帯、南アルプスの野呂川源流部一帯から静岡県境沿いに^{ざる}策ヶ岳を経て七面山の山頂に至る部分、鳳凰三山、八ヶ岳、小川山から金峰山及び甲武信ヶ岳を経て雲取山に至る奥秩父の稜線、大菩薩連嶺及び楡形山の**山頂部等**である。

植物は、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ、**ダケカンバ**等に代表される植物相であり、特に南アルプスにおいては、シラビソ、オオシラビソの占める割合が高く、大切に保護すべき森林地帯である。

地形の面から見ると主嶺から分岐する支脈が多い地帯であり、V字形の谷がよく発達し、溪流に沿つては地層及び岩石が多く露出している。

自然の状態が良好に保たれているため、昆虫や鳥獣の種類が多く高山チヨウ、カモシカ、ヤマネ、**オコジヨ**等が生息しており、この地帯の大部分は鳥獣保護区に指定されている。

また、この地帯の森林は、国土の保全上重要な役割を果たしているばかりでなく、自然環境保全上極めて重要な地域であるので、一部地域を除いて富士箱根伊豆国立公園、**秩父多摩甲斐国立公園**、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園及び県立南アルプス巨摩自然公園のいずれかに指定されている。

3 夏緑広葉樹林帯(五〇〇 一、八〇〇メートル)

この地帯は、青木ヶ原樹海を代表するツガ ヒノキ林、富士川水系、多摩川水系及び相模川水系のクヌギ コナラ クリ林、アカマツ 落葉広葉樹林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、**カラマツ**等の針葉樹植林地帯並びに木賊平、**八ヶ岳羽衣の池**等の湿原地帯である。この地帯の森林は、自然環境保全上重要であるばかりでなく、水源を**涵養**し、**土砂の流出を防備**するなど国土の保全上重要である。この地帯は、常に林業生産活動が行われているので、森林経営に当たっては、科学的な調査に基づき、林業と自然環境保全との調整を図らねばならない。この地帯には、昆虫、鳥獣、**両生類**等の種類が多く、ギフチヨウ、ヤマセミ、ブツポウソウ、サンシヨウウオ、**モリアオガエル**等の貴重な動物が各地に生息している。

地形及び地質の面から見ると、各地に優れた渓谷、溶岩洞穴、平たん地、新旧それぞれの岩石、**地層**等が見られ、また、数々の史跡、名勝、**天然記念物**等もあるので、自然環境の保全には十分注意する必要がある。

4 常緑広葉樹林帯(五〇〇メートル以下)

この地帯は、沖積平野、扇状地、**洪積世**の段丘、**丘陵地**等に広がった村落や市街地で、植物は、県南部及び東部のシラカシ、ウラジロガシ、**アラカシ**等の自然植生とスギ、**ヒノキ**等の植林地帯で、農林業が積極的に行われており、県民生活は、大部分この地帯で営まれ、各地に心のふるさととして保存されている鎮守の森や、屋敷林もあり、県民が常に緑と触れ合いを感じる場所であるので環境保全を配慮しながら、開発と**緑地**の保存との調整を図る必要のある地帯である。

この地帯は、昆虫、鳥獣、**魚類**等が多数生息しているが、近年多量の農薬使用や、河川の**汚濁**等により、個体数が減少しているので、農薬の散布を最少限にとどめるとともに、天敵や耐病虫性品種の利用、**廃水の処理**等について十分配慮する必要がある。

第二章 基本構想

自然環境の保全施策は、次の基本方針に基づき、地域の自然の状態に即して、**きめ細かく**行うものとする。

- 1 人為の受けやすい弱い自然、景観が優れている自然、学術上貴重な自然、平地に残存する稀少な自然などは、極力保護及び保存すること。
- 2 1以外の豊かな自然は、自然の自浄力と復元力の及ぶ範囲内で適正な活用を推進するものとし、自然の資源を一時に消費し尽くすことなく、将来にわたって**末永く**資産として保全すること。
- 3 既に自然環境が悪化しつつある地域については、速やかに復元措置、**造成措置**等を講ずること。

以上の方針に基づき当面講ずるものとする基本的施策に関する項目は次のとおりである。

- 一 自然環境の保護及び保存を図るため、自然公園法、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の自然保護に関連する法令に基づく現行制度を活用する。
- 二 自然環境保全上重要な地域等については、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を推進し、保護及び保存の徹底を図る。
- 三 県土の利用計画、開発計画等の策定及び諸事業の実施に当たっては、自然環境保全のために必要な措置を講ずる。
- 四 自然環境保全のため、特に保護及び保存を要する土地などについては、公有化を進める。
- 五 県有林の管理に当たっては、木材生産機能と公益的機能との調整に努める。
- 六 自然環境の保全に資するため、各種保全施設の整備を促進する。
- 七 豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーション等の場として、自然の復元力の範囲内で積極的に活用する。
また、市街地及びその近郊については、緑地の造成、沿道の修景等の環境緑化その他の良好な自然環境の造成を積極的に行う。
- 八 自然環境保全のための知識の普及及び思想の高揚を図り、県民の行う自主的活動を助長する。
- 九 自然環境保全のための科学的な調査及び研究を推進する。

第三章 基本的施策

第一節 施策の体系

自然環境を構成するもののうち、植物の中でも樹木は、県土の保全、水源の涵養、大気の浄化、気象の緩和、騒音の防止、保健休養、県土の修飾美化等の諸機能を備えている。

しかも、植物は、移動能力がなく、それぞれの生育地の環境条件を最も的確に表現するため、植生を重視することにより、環境問題を適切に取り扱うことができる。

従つて、現存の植生の状態に応じた自然環境保全施策を行うことにより、本県の自然環境の適正な保全を図るものとする。

植生の状態に応じた主要な自然環境保全施策の類型は、次表のとおりである。

植生と保全施策

植生状態	代表的群落	保全施策
植生に対する人為的影響はほとんど加わっておらず、現存植生が潜在自然植生に極めて近いが、ほぼ一致している植生	コメツガ トウヒ シラビソ オオシラビソ林 高山低木群落 高山・亜高山性草木ツガ ヒノキ林 ブナ ミズナラ林	一度破壊されると、元の植生に復するのに長い年月を要するので、原則として禁伐とし、保護及び保存を図る。

	カシ類混交林 アラカシ林	
ある程度の人為的影響下に存続する二次林及び人工林	針葉樹植林 ミズナラ イタヤカエデ シデ林 か 禾本草原	林産物生産の場として活用される地域であるが、森林の持つ公益的機能も十分発揮されるように留意する。また、野外レクリエーション等の開発適地については、自然の復元力の範囲内で、植生保全に十分配慮しながら活用する。
常に人為的影響下にある二次林及び人工林	アカマツ 落葉広葉樹林 クヌギ コナラ クリ林	里山とよばれる地域で、開発適地が多いが、過度な開発は避け、特に市街地近郊の林地については、住民の保健休養の場として植生の保存を図りつつ活用する。
農地及び採草放牧地		農地及び採草放牧地は、近郊緑地として、農業の多面的機能を発揮させるため、無秩序な宅地化を抑制する。
宅地、道路、施設等植生の乏しい土地		緑の最も必要なところで、積極的に緑地造成、沿道修景及び裸地の植生回復を図る。

第二節 自然環境の保護及び保存

自然環境の保護及び保存を図るため、これに関連する現行諸制度を活用し、次の施策を講ずるものとする。

1 自然公園

本県の優れた自然は、県民のみならず国民の資産として、その多くが自然公園として位置づけられているが、近年、利用者の急増、開発の進行等に伴い、自然公園内の貴重

な自然及び傑出した自然の保護及び保存の強化が必要になつてきている。このため、次の保全施策を実施する。

- 一 公園の保護規制計画を見直し、特別地域内における特別保護地区及び地種区分の適正化を図る。
- 二 公園管理に当たっては、自然状態及び自然景観の破壊を防止するため、規則基準を明確にし、保護及び保存の徹底を図る。
- 三 自然環境の保全と適正な利用に資するため、公園の環境美化清掃を強力に推進する。

2 保安林

- 一 保安林については、保安機能を十分に発揮させるとともに、自然環境の保全が達成されるよう施業管理を強化する。
- 二 市街地近郊における森林については、当該市街地の環境保全と住民の保健休養のために、保健保安林などの指定を積極的に推進し、保全整備を図る。

3 鳥獣保護

近年減少しつつある野生鳥獣を保護するために、鳥獣の生息実態調査を行い、それに基づいて鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を再検討する。

4 名勝、天然記念物等

- 一 優れた自然の景勝地を保護するために設けられている名勝については、指定の趣旨が十分に生かされるよう保護を図る。
- 二 動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものについては、天然記念物の指定を促進するとともに、既に指定されている天然記念物については、その価値が損なわれないよう保護を図る。
- 三 史跡などの所在地で、周囲の自然環境が一体となつて歴史的、郷土的特色を有する地域については、その特色を保持するため、当該史跡などの保護とともに、周囲の自然環境の保全を図る。

5 都市計画

都市地域における無秩序な宅地の拡散を抑制し、快適な生活環境を確保するため、緑とオープンスペースの積極的整備拡大を図る。このため次の保全施策を実施する。

- 一 都市に残存する樹林地等の保護管理を図る。
- 二 都市計画施設の区域、市街地開発事業の区域及び風致地区のそれぞれの区域内における建築などを行うに当たっては、空地空間の確保、樹木の保存、表土の植生復元などの自然環境保全上必要な措置が講ぜられるよう配慮する。

第三節 自然環境保全地区等の指定の推進

県土全域にわたつて総合的に自然環境の保全施策を講ずるため、前記の諸制度を活用するとともに、山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区及び自然記念物の指定を積極的に推進するものとする。

- 一 自然環境保全地区等の指定手続

自然環境保全地区等の指定は、市町村及び山梨県環境保全審議会の専門委員の意見、既存の各種の資料等を参考にして現地調査を行い、自然環境保全地区等の選定基準に適合したものを自然環境保全地区等の候補地として選定し、山梨県自然環境保全条例第十条の規定により行うものとする。

二 自然環境保全地区等の選定基準

1 自然保存地区

(一) 現存植生の主たるものが森林である地域

(1) 高山性植生若しくは亜高山性植生の地域、又は樹齢がおおむね七十五年を超える天然林の面積が七十パーセント以上を占める地域であつて、その地域の植生が、学術上重要な意義を有し、かつ、いつたん破壊されると回復が不可能若しくは困難なものを選定する。この場合の選定面積は、原則として五十ヘクタール以上とする。

(2) (1)のほかシラカンバ、シオジ、カツラその他群落を形成することが比較的少ない樹種からなる純林又はこれに準ずる林相を有する地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として三ヘクタール以上とする。

(二) その他の地域

動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している草生地、湿原、河川、湖沼などの地域、植生状態が優れていて特異な地形、地質及び自然現象が生じている地域並びに植物の自生地及び野生動物の生息地の地域で、稀少価値の高いもの又は学術上貴重な意義を有するものを選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として一ヘクタール以上とする。

2 景観保存地区

自然景観が優れている地域を選定するものとし、選定面積は、原則として三十ヘクタール以上を基準とする。景観の優劣の判定は、規模、美観、雄大性、変化度、原始性等について、次に掲げる点数配分により評価を行い、原則として七十点以上の地域を自然景観の優れている地域と判定する。

植生 三五点

特殊景観 四五点

眺望 二〇点

合計 一〇〇点

3 歴史景観保全地区

神社、寺院、史跡、遺跡、古戦場、城跡、古道等の歴史的又は郷土的に由緒ある事物を含む地域のうち、その周辺の自然を一体として保全する必要がある地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として一ヘクタール以上とする。

4 世界遺産景観保全地区

文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、関係法令に基づく自然環

境の保全に関する制度の状況に鑑みて、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全する必要がある地域を選定するものとする。

5 自然活用地区

原則として標高千五百メートル以下、平均傾斜度十五度以下の地域であつて植生が良好で適度の開発に耐えうるものであり、地質的条件が安定し、気象条件、水資源、交通等に恵まれ、自然環境の保存と活用の調和を図ることが出来る地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として五十ヘクタール以上とする。

6 自然造成地区

市街地又はその周辺で緑地の造成が必要な地域、沿道又は河川敷の修景が必要な地域及び市街地の周辺にある樹林地で保全を要する地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として一ヘクタール以上とする。

7 自然記念物

動物、植物、地質鉱物等で地域住民に親しまれているもの、由緒あるもの又は学術的に価値があるものを選定するものとする。

なお、動物の生息地及び植物の生育地、地質鉱物の所在地を選定する場合には、原則としてその面積は〇・一ヘクタール以上とする。

三 指定地区等の管理

指定地区等については、その所在地の市町村及び土地所有者に対し、管理委託費の交付、管理施設整備費の助成等の優遇措置を講ずるものとする。

第四節 各種事業計画の策定及び実施に当たり配慮すべき措置

公共事業をはじめ各種の土地利用、開発又は施設整備(建築物、道路等のすべての工作物の設置又は整備をいう。)に関する計画の策定及び実施に当たっては、次に掲げる自然環境保全上の配慮を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 自然環境の保護及び保存を要する地域については、利用、開発又は施設整備は極力避けること。
- 2 1以外の地域における利用、開発又は施設整備の態様及び規模を定める場合は、当該自然環境の現状に応じ、実施に伴う環境悪化を極力とどめるよう配慮すること。
- 3 施設整備計画の実施に当たっては、更に、次の点に配慮すること。
 - (1) 施設周辺の緑地は、最大限確保すること。
 - (2) 工事の実施に当たっては、植生の破壊を最少限にとどめ、局部的に植生破壊が生じた場合は、速かに植生回復を図ること。
 - (3) 工事实施の際には、土石の落下防止に努めるとともに、残土については、適切な処理を行うこと。
 - (4) 施設の利用に伴い生ずる水質の汚濁、大気汚染、汚物の廃棄、騒音などの環境悪化は、極力防止すること。

第五節 要保全地の公有化

自然環境の保全をより強力に推進するため、特に保護及び保存を図る必要があると認められた土地等の公有化を推進するものとする。

第六節 県有林の保全

県有林は、県土の約三十五パーセントを占め、自然環境保全上極めて重要な位置を占めている。

森林は、林産物の生産の場であると同時に、国土の保全、水源の涵養、保健休養、多種多様な生き物が生息し、及び生育する場の提供、地球温暖化の防止等の公益的機能を持っており、近年、公益的機能の発揮が強く求められている。

これらの機能を県有林において十分発揮させるため、目的に添った林分（小班）ごとの森林の取扱方法を定めるとともに、造林地や崩壊地の保全、景観の維持、原生的自然植生や溪畔林の保全再生のための保護樹帯を設けることにより、それぞれの森林に適した維持及び造成を推進するものとする。

第七節 保全施設の整備

自然環境の適正な管理のため、重要な保全地域には、必要に応じて次の施設を整備するものとする。

- 1 管理歩道及び管理舎
- 2 標識、保護柵、砂防施設及び防火施設
- 3 野生動植物生息、生育又は繁殖施設
- 4 その他自然環境の保全に必要な施設

第八節 自然環境の活用及び造成

豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーション等の場として積極的に活用するものとする。このため、自然公園の適正な利用に資する諸施設及び森林公園（県民の森、武田の杜及び金川の森）の整備活用を推進する。また、県民の快適な生活環境を確保するため、市街地、沿道、沿川等の地域については、修景緑化による自然造成を積極的に推進するとともに、これに必要な指導援助を行う。

1 市街地等の緑化

市街地及びその近郊における緑地の増大を図るため、次の事業を実施するとともに、緑地に対する指導を強化する。

- (1) 公園、緑地、街路樹等の整備拡大
 - (2) 学校等公共施設の緑化
 - (3) 事務所、事業所、工場等の緑化
 - (4) 一般住宅の緑化
- ### 2 沿道等の緑化

国、市町村等と協力して、国道、県道、市町村道、沿川等の緑化を図る。また、道路及び河川に隣接する森林は極力保存し、一体的機能が果たせるよう、その健全な維持管理に努める。

3 緑化樹の確保

緑化の推進に必要な種苗を確保するため、供給体制の整備拡充を図る。

第九節 自然保護思想の高揚と活動の助長

1 自然保護思想の高揚及び知識の普及

(1) 広報

テレビ、ラジオ、パンフレット等の各種の広報媒体を通して、自然保護に関する広報活動を積極的に行う。

(2) 学校教育及び社会教育

自然保護についての理解を深めるため、自然保護読本等を作成し、学校教育及び社会教育の場において活用する。

2 自主的活動の助長

県民の行う自主的な自然保護運動を促進し、自然保護団体の育成を図るとともに、これに対し、必要な情報及び資料を提供し、その指導援助を行う。

3 監視員制度の活用

自然保護に関する知識の普及及び思想の高揚に資するとともに、自然環境に対する監視体制を強化するため、県下に自然監視員を配置し、自然公園指導員、鳥獣保護員、保安林巡視員及び**森林保全巡視員**との協力体制を確立する。

第十節 調査及び研究

自然環境の適正な保全に資するため、必要な科学的調査及び研究を総合的に推進するため、自然環境の保全に関する調査研究体制の整備を図るものとし、当面、次の調査及び研究を進めるものとする。

- 1 野生動植物等の生息、生育及び生態の調査及び研究
- 2 地形、地質、**土壌**、自然現象等に関する調査及び研究
- 3 自然の保護、保存、復元等に関する調査及び研究
- 4 環境指標生物の調査及び研究
- 5 自然環境基準の設定のための調査及び研究
- 6 その他自然環境の保全上必要な調査及び研究

